

## 第5回茅ヶ崎市高齢者福祉計画

### ・介護保険事業計画推進委員会会議録

議題	(議題) 1 第6期介護保険料所得段階設定について 2 指定地域密着型サービス事業所の指定の更新について 3 基準条例に係るパブリックコメントの結果について 4 地域包括支援センターについて 4-1 地域包括支援センターの概要について 4-2 平成25年度相談件数及び委託料の実績について 4-3 茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センターについて 5 その他
日時	平成26年12月3日(水) 午後2時00分～午後3時40分
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎7階・第2会議室
出席者氏名	田中久夫、今野かほる、篠原徳守、青木三郎、小谷勲、鈴木忠義、柏崎周一、武見正利、柏木智憲、米山康之、村越重芳、橋本久美子  事務局：保健福祉部長、高齢福祉介護課長、高齢福祉介護課介護保険担当課長、高齢福祉介護課職員、浜銀総合研究所
欠席者氏名	三上秀明、寺田洋、外池仁
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0人

#### (会議の概要)

**委員長** 只今より平成26年度第5回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会を開催する。

#### 議題1 第6期介護保険料所得段階設定について(意見聴取)

(資料1) 説明【高齢福祉介護課：内藤主幹】

**委員長** 各委員より意見はあるか。

**柏崎委員** 現在の介護保険給付に係る財源総額が120億円程度と記憶している。次年度以降の財源総額をどのように見込んでいるか。

- 事務局** 平成27年度を約125億円、28年度を約134億円、29年度を約142億円と見込んでいる。このうち22%を保険料収入で賄うことになる。
- 村越委員** 基本的な質問になるが、土地の売却益や株式の売却益等の臨時的収入も保険料算定に影響するか。
- 事務局** 市町村民税計算上の合計所得金額として算入されるものは全て保険料算定の基礎となる。
- 田中委員** 資料1に所得段階の第6段階以上の案として3つ示されている。案によって収入は変わってくるか。
- 事務局** 保険料収入は保険料の収納状況が大きく影響するため、案によって収入が変わるか否かは判断できない。
- 委員長** 資料には段階ごとの対象者数割合が記載されている。ある程度の保険料収入を推測することも出来ると考えて良いか。又現在の第9段階を2つに区分してしまうと、事務量にはどの程度の影響があるか。
- 事務局** ある程度の推測は可能である。又、段階区分を分けることによる事務量への影響については、大きな影響がないと考えている。
- 篠原委員** 保険料の検討をするにあたっては、市が次期計画で想定している事業を具体的に想定しながら検討していると考えて良いか。
- 事務局** 当然実施される事業を具体的に想定しながら保険料を検討することになる。但し、地域支援事業費の上限に関する国の基準が現段階で示されていない点もあり、一部不明確な部分もある。
- 委員長** 事務局からは、当委員会での意見を踏まえ保険料の基準額を定めたい旨の説明があったが、いつを目途に決定しようと考えているか。
- 事務局** 介護報酬の改定に係る国の審議は現在止まっており、年明けにならないと明確にならないが、その前に市の考え方を整理する必要があり、今月中には判断したいと考えている。
- 米山委員** 保険料については基準額が4,500円を超えるか否かといった感覚的な部分でしか意見は言えないだろう。介護保険料を改定したことで市民から反対意見が寄せられることもあると思うが、案ごとの市民の反応をどのように予測しているか。

**事務局** お金の徴収にかかわることになるので、どの案でも反対意見は寄せられると考える。現行のままでも制度論に対する意見はあるだろう。

**田中委員** 事務局案にもあるが、今後高齢者が増え、介護給付が増加するなかで、所得の少ない人の保険料負担を軽減し、所得の多い方には申し訳ないが多めの負担を頂くという考え方はやむを得ないのではないか。

**委員長** いずれにしても当委員会でこの案にせよとは言えないだろう。委員からは幾つかの意見が出ていたのでこれを踏まえ行政としての判断をして欲しい。議題を次に進める。

**議題 2 指定地域密着型サービス事業所の指定の更新について（意見聴取）**  
**（資料 2） 説明【高齢福祉介護課：大川課長補佐】**

**委員長** 各委員より意見はあるか。

**米山委員** 当該施設は常に満床で運営されているか。

**事務局** 開設より満床とまらない期間が長く続いていた。今月 1 名の入所を予定しており、満床となる予定である。

**武見委員** 図面からは判断できないが、当該施設には駐車場はあるか。又、エレベーターについては如何か。

**事務局** 駐車場については建物の隣に用意されている。エレベーターについては設置されていない。

**村越委員** エレベーターや避難用のスロープ等を設置しなくても問題ないか。

**事務局** エレベーターやスロープ等の設置義務はない。現地調査も実施しており、避難路が確保されていることは確認している。

**委員長** 現地調査も行われているようだが、他に意見はあるか。意見がなければこれで当該施設の更新に係る意見聴取を終了し、議題を次に進めるが良いか。  
(委員了承)

**議題 3 基準条例に係るパブリックコメントの結果について（報告）**  
**（資料 3） 説明【高齢福祉介護課：大川課長補佐】**

**委員長** 各委員より意見・質問はあるか。

**柏崎委員** パブリックコメントに対する回答は、意見を寄せた市民へ直接示すか。

**事務局** 意見を寄せた市民へ回答を郵送する。また、ホームページ等へも意見に対する市の回答を掲載する。

**柏崎委員** 地域包括支援センターが何をやっているか分からないという意見に対し、周知に努めますとある。自分が介護を必要としなければ地域包括支援センターの機能を理解することは難しいかもしれないが、効果的な周知方法を検討していただきたい。

**事務局** 周知方法に工夫が必要であることは認識している。

**篠原委員** パブリックコメントの結果からは離れるが、地域で活動していて感じることは、何かの支援を必要としている人は、地域包括支援センターの機能を理解している人が比較的多い。支援を必要としていても機能を理解していない人にどのように周知をするかが課題ではないか。

**事務局** その点は常に課題として捉えている。

**委員長** この議題はパブリックコメントの結果についての委員会への報告であり、他に意見がないようであれば議題を次に進める。

#### **議題4 地域包括支援センターについて（報告）**

##### **4-1 地域包括支援センターの概要について**

**（資料4～資料5） 説明【高齢福祉介護課：大川課長補佐】**

**委員長** 各委員より意見はあるか。

**青木委員** 事務局から市内12地区への地域包括支援センターの整備について、これまでの経過の説明を受けたが、鶴嶺西コミュニティーセンターに開設した際の経過を詳しく説明してほしい。鶴嶺西コミュニティーセンター内の地域包括支援センターは2階の隅という不便な場所にあることに加え、定休日が鶴嶺西コミュニティーセンターと異なっている。この原因をどのように捉えているか。

**事務局** 当時の担当者でないと詳しい経過は分からないが、鶴嶺西コミュニティーセンターの最初の設計段階では地域包括支援センターを設置する計画がなかったため、大変ご迷惑をかけたと認識している。

**青木委員** 当時の担当者でないと分からないでは困る。当初、市は鶴嶺西コミュニティーセンター内に地域包括支援センターを設置することに否定的であった。市役所内部は縦割りで一本化されていない。今後も公共施設への移転はあるようだが、市役所内部で意思統一を行ってほしい。自治会も変化しながら地域は一つになっている。

**事務局** ご指摘の点については十分認識をしており、地域や関係機関と連携をとりながら今後の公共施設への移転を進めたいと考えている。

**青木委員** 地域包括支援センターを社会福祉法人、NPO、株式会社へ外部委託をしているが、この点については何も問題を感じないか。また会計を法人本部が行っており、地域包括支援センター自らが行っていない点について問題を感じないか。

**事務局** 委託法人については公募を実施し、選定委員会による選定をしており、何もやましいことはないと考えている。法人本部が会計を行う事についても、委託契約を法人本部と締結しており、問題があるとは考えていない。

**委員長** 委託法人は株式会社でも構わないか。

**事務局** 構わない。

**委員長** 地域包括支援センターの概要について、他に意見はあるか。なければ議題を次に進める。

#### 4-2 平成25年度相談件数及び委託料の実績について (資料6～資料8) 説明【高齢福祉介護課：大川課長補佐】

**委員長** 各委員より意見はあるか。

**青木委員** 資料8に地域包括支援センターの決算額が記載されている。何度も言うが、私は法人本部が会計を行うことに納得をしていない。委員会としてより細かい資料を要求すれば提示を受けられるか。

**事務局** 報告書として法人よりご提出頂いているものを当委員会に提示することは可能である。

**米山委員** 地域包括支援センターの決算書は、法人の決算書とは別に調製されるべきであり、あるのであれば当委員会へ提示してほしい。

**事務局** 地域包括支援センター単独の決算書は法人内で調製されており、委託料に対する報告書を提出頂いているので、必要に応じ当委員会への提示を検討する。

**柏崎委員** 収益に関する記載が全くないが、地域包括支援センターが収益を上げることはないか。

**事務局** 地域包括支援センターが収益を上げることはない。市が決定した基準による委託料で運営されており、決算額が委託料を下回るようであれば返還を頂いている。

**米山委員** 地域包括支援センターについては利用者の抱え込みの問題もあるが、今回提示された資料からは読み切れない。この点についても細かな資料が必要と考える。

**事務局** 市でも利用者の抱え込みが起きないように、予防プランの委託先については毎月集計を行っている。但し、最終的なサービスの利用先については集計ができていないので、今後検討したいと考えている。

**米山委員** 地域包括支援センターの介護予防プランについて、居宅介護支援事業所にあるようなケアプラン適正化という考え方はあるか。特定事業所集中減算という制度はあるか。

**事務局** 特定事業所集中減算という制度はないが、ケアプラン適正化という考え方はあり、実地指導の際に気付いた点をその都度助言をするようにしている。

**委員長** 平成25年度相談件数及び委託料の実績について、他に意見はあるか、事務局には厳しい意見も多いと思うが、よく斟酌してほしい。議題を次に進める。

#### 4-3 茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センターについて

##### (資料9～資料12) 説明【高齢福祉介護課：吉武課長補佐】

**委員長** 各委員より意見はあるか。

**青木委員** 認知症初期集中支援チームについて、認知症を発症していると判断された者に対し、地域も加わって支援をしなければならないことは分かるが、民生委員等は守秘義務があるといって協力しない場合もある。地域の繋がりをどう作るかを考えなければならないのではないか。

**事務局** 認知症初期集中支援チームの中心となるのは、医師や地域包括支援センター職員等の専門職になるが、自治会や民生委員にもチームへ加わって頂くことはあると思う。今後、自治会や民生委員へも十分な説明を行い制度のスムーズな運用が出来るよう検討したい。

**委員長** 事務局では認知症初期集中支援チームの対象となる者がどの程度存在すると考えているか。

**事務局** 高齢者の4人に1人が認知症を発症するとも言われているが、認知症初期集中支援チームの対象者数については、実際に事業を始めてみなければ推測することが難しい。

**委員長** 茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センターについて、他に意見はあるか。なければ議題を次に進める。

## 議題5 その他

**委員長** 事務局より何かあるか。

**事務局** 次回の推進委員会は、本日机上に配布した通知のとおり、1月9日（金）になるのでお願いしたい。10月14日に当委員会から答申いただいた「第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）」について、11月20日から12月19日までの間でパブリックコメントを実施しており、結果の報告を予定している。

**委員長** 各委員より何かあるか。なければ第5回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会を終了する。

委員長署名 鈴木 忠義

---

委員署名 村越 重芳

---